

第2回東久留米市事務事業に関する外部評価会議経過要録

室長	課長	主査	担当	担当			日時	令和2年7月27日(月) 午後2時00分～3時55分
/	/	/	/	/	/	/		
							場所	本庁舎 4階 庁議室
/	/	/	/	/	/	/		

議題	(1) 財政健全経営計画〔実行プラン〕の令和2年度改訂について(素案) (2) その他							
出席者	委員							
	1	朝日 ちさと	2	平井 文三	3	加賀田 淳子		
	4	富永 弥生(欠席)	5	野崎 林太郎				
	事務局							
	1	企画経営室長(土屋)	2	行政管理課長(傳)				

【企画経営室長】令和2年度第2回東久留米市事務事業に関する外部評価会議を開催させていただく。議題に入る前に、本日の出席者について課長から報告する。

【行政管理課長】本日の出欠出席者の報告をする。本日は、一人の委員から欠席するとの届出があったが、定足数に達しているため会議は成立する。次に配布資料の確認を行う。

— 配付資料の確認 —

【企画経営室長】議題に入る前に前回の会議録の確認を課長からさせてもらう。

【行政管理課長】第1回東久留米市事務事業に関する外部評価会議経過調書につきましては、7月21日にメールで送付させていただき、内容について確認をお願いしたが、修正等はあるか。

— 修正等の意見なし —

【行政管理課長】ないようなので、こちらの内容で確定し、市HPで公開していく。

【企画経営室長】会議録については、そのような取り扱いをさせていただく。

(1) 財政健全経営計画〔実行プラン〕の令和2年度改訂について(素案)

【企画経営室長】次に、(1) 財政健全経営計画〔実行プラン〕の令和2年度改訂について(素案)を議題とする。第1回会議でも概要を説明したが、実行プランについては、毎年8月を目途に、新たな行財政改革の取り組みの掲載や現行の計画の見直しを行った上で改訂していくこととしている。本日は、今年度の改訂に当たっての素案を取りまとめたので、それに対してご意見等をいただきたいと考えている。課長から説明する。

【行政管理課長】— 資料1の「Ⅱ財政運営の基本目標」までについて説明 —

【企画経営室長】何か質疑等はあるか。

【委員】経常収支比率についてだが、臨時財政対策債を経常一般財源に加えない場合とは、経常一般財源から臨時財政対策債を除いているだけなのか。

【企画経営室長】そのとおりである。

【委員】2点ある。経常経費充当一般財源の中には公債費充当財源が含まれており、公債費には臨時財政対策債の元利償還金も含まれている。これについても差し引いて見る方法もあったかとも思うが、細かい差し引きをすると市民に分かりづらくなるというデメリットもあるかとも思う。ただ、他の公債費比率を見るときは元利償還金を除いて見る印象があったので、臨時財政対策債の元利償還金も差し引いた経常収支比率を掲載することを検討しても良かったかと思った。2点目は質問ではないが、財政力指数がかなり改善されている。25年度と比較すると0.04近く改善してきている。財政力指数は3か年平均で算出するため、一朝一夕で変えることはできない。そのため、財政構造の見直しについてかなり努力しているとい

う印象を受けた。

【企画経営室長】 経常収支比率については総務省から他団体比較をするため、算出方法が示されており、基本的には臨時財政対策債を経常一般財源に加えて見ている。臨時財政対策債については借入限度額は国から示されるが、その枠の中の実際の借入額については市に裁量がある。そのため、市の歳出抑制の努力で臨時財政対策債の借入を抑制することはできる。過去に東久留米市も1億円ぐらいまで抑制してきた時期もあった。元利償還金の部分は国の算定式上で地方交付税に算入される。借入額から算入されるのではなく、国が償還の期間を算定上仮に設定して、その年度に償還すべき部分について地方交付税措置をするという形で行っているため、実際のところ借入額との相関関係はない。ただ、算定式上は限度額を借入れていくと借入額と元利償還金に相関関係が出てくる関係にあるのかと思う。公債費については、過去の大口の償還が終わると減少してくる。平成29年度以降は公共施設の工事については施設整備プログラムに沿って計画的に実施してきている。そのため、一定程度今後も公債費の負担は残るが、軽減はされてきている。

【委員】 6頁について確認だが、決算剰余金が一定以上発生した場合には財政調整基金と公共施設等整備基金に積み立てるとあるが、平成30年度以降に財政調整基金の残高が減少してきているのは、公共施設等整備基金に積み立てていることによるのか。

【企画経営室長】 様々な要因があるが、年度当初に財政調整基金を活用して予算を編成し、決算の段階で決算剰余金が5億円を下回った場合には、財政調整基金を取り崩して対応することとしているが、財政調整基金を繰り入れなくても決算剰余金が5億円を上回る場合は、財政調整基金の取り崩しを行わないこととしている。そうすると年度当初に予算として計上した財政調整基金がそのまま残るので、それを積み上げてきたのが平成29年度までの状況である。平成30年度と令和元年度については、財政調整基金からの取り崩し額が多かったというのがひとつ要因として考えられる。もうひとつの要因としては、一定額以上決算剰余金が発生した場合は、公共施設等整備基金に積んでいくというルールを30年度から設定したことによることが考えられる。他に何かあるか。

―意見等なし―

【企画経営室長】 次に「Ⅲ項目別プラン」について課長から説明する。

【行政管理課長】 一資料1の「Ⅲ項目別プラン」及び参考資料について説明―

【企画経営室長】 項目別プランについて何か意見等はあるか。

【委員】 46頁の「人事給与業務におけるBPRの実施」についてだが、そもそも国においても、従来の日々雇用の仕組みが極めて不適切であったため、平成22年に期間業務職員に移行した。地方公務員は一般職非常勤と特別職非常勤の問題もあり、地方公務員法の改正が必要で、実施が遅れた。まずは地方公務員法の施行にあたって、任用の適正化を行うことが一義的にあり、それに合わせて職員課で集中管理をして、事務を適正化することによって効率化を図るという順番で実施すべきだと思うが、事務の適正化が一番初めにきてしまっている点に疑問がある。

【企画経営室長】 今年度から会計年度任用職員制度がはじまったが、本市の実行プランの性質上、働き方改革をどのように整理していくかは、難しい部分がある。

【委員】 財政健全経営計画は名前のとおり、経営という視点で人材について考えるべきだ。国の日々雇用という言い方も差別的だと思うが、少なくとも一般職の扱いだった。しかし、自治体によって、特別職非常勤や一般職非常勤や臨時職員として非正規職員を好きなように運用して、任期などを自治体の都合のよいように操作してきた例もあったと聞いている。公共ワーキングプアは発生させない。労働に見合った対価を与えるというのが会計年度任用職員制度かと思う。この制度を事務の簡素化という視点で整理することは納得できない。

【行政管理課長】 従来の非正規職員が法的に不安定な地位に立たされていて、任期について法の抜け穴を通すような運用をしていたということは、東久留米市において個人で把握している限りはなかった。ただし、毎年更新を繰り返す非正規職員もいた。労働基準法が改正されたときも地方公共団体の非正規職員の正規職員化については、先延ばしにされた。しかし、ここで会計年度任用職員制度が導入されたので、従来の雇用環境から一歩は改善されたのではないかと考えている。

【企画経営室長】 どのように整理していくのかは課題としてある。職員の能力向上の中で職員の育成について実行プランでは整理してきた。現実として会計年度任用職員は、なくてはならない存在になっていて、今後、市の人的資産としてどのように活用していくのかということも将来的にしっかり整理していかねばならない課題だと考えている。しかし、その整理ができていない現段階で実行プランに記載させてもらったのは、事務の効率化という観点で会計年度任用職員の管理がシステム上でできていなかったところ

があったので、その手作業でやっていた部分をシステムに組み込んで事務を執行していくということで、この個別項目を設けた。委員がおっしゃった部分については、財政健全経営計画検討会議の基本方針のなかで議論していただきたいと考えている。

【委員】たしかに皆さん財政健全経営計画検討会議の委員なので、次期財政健全経営計画の見出しを含めて改めて議論したい。次期実行プランを作る中でも大切な視点である。財政健全経営計画検討会議の中で説明があったかと思うが、非常勤職員の賃金は人件費ではなく、物件費に含まれていた。職員課では、休職や欠員の代替等の臨時職員及び非常勤嘱託職員の給与の事務は行っているが、市全体の非常勤職員のコストについては把握していないという話が過去にあったかと記憶している。システムで職員課が一括して管理していくようになると、どの課が何人会計年度任用職員を任用していて、そのコストについて職員課が把握することができるようになっていくかと思う。常勤職員と非常勤職員を合わせた労働力の配分の見える化ができるようになる。

【企画経営室長】そういう方向で進めてもらいたいと私も考えている。会計年度任用職員になってから、物件費から給与に移行して人件費として見える化ができるので、市として正規職員と会計年度任用職員のバランスについてどのように整理していくかは大きな課題になってくると思う。

【委員】30頁の表についてだが、総職員数とは一般行政職だけでなく、特別職や専門職を含んだ人数という理解でよろしいか。

【行政管理課長】そのとおりである。現業職や土木職などを含んだ人数である。

【委員】職員1人当たり人口（一般行政職職員数）は26市中トップにきている一方で、職員1人当たり人口（総職員数）は多い方ではあるが、26市中トップというわけではない。一般行政職職員数とそれ以外の職員数のバランスはどのように決まるのか。また、職員1人当たりの人口が多いことで、職員の能力の形成や住民サービスにおいて何か特徴が表れるのか。

【行政管理課長】本市の場合は保育職の比率が高い状況にある。そのため、他市と比較すると一般行政職の割合は少ない状況にある。来年度、定員を1人減らすのも保育職のフルタイム再任用が期間満了で1人減るので、それについて不補充とした。住民サービスへの影響については、窓口の待ち時間増加だったり、住民サービスに直結するわけではないが、会計年度任用職員の職員数の増加につながったりしていることが考えられる。

【企画経営室長】定員管理は難しい課題である。これまでは人件費の抑制という観点から正規職員の職員数を減らしてきた。その結果が30頁の表であり、一般行政職については人口1人当たりの職員数が少ないという結果になっているのかと思う。たしかに議会からも定員については考えた方が良いのではないかという話しはいただいている。ただし、職員数の増加は人件費として市の財政に直結する側面もあるので、職員数を設定することは非常に難しい。

【委員】もちろん財政的な都合もあるが、職員数が少ないということは、サービスの低下や会計年度任用職員の労働環境を整えるなどのマネジメントという業務の負担が出ているのではないか。会計年度任用職員を職員課で管理するようになり、その業務に係わっている人の管理ができるようになると業務のコストが分かりやすくなるかと思う。また、職員の能力形成という観点で言えば、悪いことばかりではないかもしれない。規模の大きな自治体の職員は、担う業務の範囲が専門的になる一方で、規模の小さな自治体は、幅広い業務を担わなければならないので、ゼネラリストとして幅広い能力が形成できる面もあるかと思う。そういった特徴を捉えておくのも良いかと思う。

【行政管理課長】私個人の経験からの話にはなるが、昔、一部事務組合に派遣されていたときには、一人で市役所の業務でいう一つの部ぐらいの幅広い業務を任されていた。大変だったが、すごく勉強にはなったので、委員のおっしゃるとおり職員の能力形成という観点で言えば、悪いことばかりではない。ただし、現段階で様々な業務を兼務して色々な経験が積めるほど一般行政職が少ないわけではない。一つの仕事を2人でシェアしてやってきたのを1人で担うように変更して対応している段階にある。ただ、その仕事を担っている人が休んでしまうとその仕事が止まってしまうという弊害も生じている。また責任が重くなることによって、メンタル面から休職してしまう職員も少し出始めている。

【委員】一般行政職については福祉部門は国が定数を定めているため、他の部門でしか人数調整ができない。東久留米市は消防職員がいなくなった後は、職員の配置については難しい作業になっているのだろうと思う。指定管理者などの民間の力を借りないと固定費としての人件費を減らすことはできない。その意味で東久留米市は大変だと思う。

【委員】効果額について記載がある個別項目と記載がない個別項目があるが、システム化する個別項目については、これまでマンパワーで行っていた事務作業をシステム化するということなのだから、効果額

について記載ができるのではないか。また、57頁の健康情報提供サービスについてだが、これはどのくらいの市民が参加し、どれくらいの経費がかかって、どういった効果を見込んでいる事業なのか。

【企画経営室長】3頁をご覧ください。取り組む前と取り組んだ後の予算を比較して効果額を算出している。システム化をすることで職員の稼働時間を減らすといった効果は当然あるが、それを予算に反映することは難しいので、効果額が記載されていない個別項目がある。効果測定をして、職員の稼働時間から人件費の削減効果を出せないわけではないが、かなり大雑把な理論値になるので実行プラン上は効果額として掲載していない。

【行政管理課長】健康情報提供サービスとは、国民健康保険の被保険者の方々がサイトに登録することによって、その方が特定健診を受けられたときなどにポイントが貯まり、一定以上ポイントを貯めることによって商品がもらえる仕組みになっている。システムの中に全国数万人のデータが入っており、個人の特定健診の結果が全国平均と比べてどうかと結果が比較できるようになっている。健康情報提供サービスの効果としては、参加していただいた方がポイントを貯めることを通じて、自分の健康状態を意識して日常生活を送るようになる。また、特定健診の受診率の向上につながる。以上2点が考えられるが、これらの取り組みが市民の健康につながっているかどうかは、確認しづらい。自分でも実感しづらいし、数値として把握するのは困難である。医療費の減少もこの施策の効果なのか、他の施策の効果なのか確認することはできない。ただし、こういった取り組みをしている市町村としていない市町村では国からもらえるインセンティブが違う。その観点から見ると、回りまわって被保険者の保険料の抑制にはつながっていると見える。

【企画経営室長】国の制度としてインセンティブ制度があって、こういった事業に取り組むことを推進している。

【委員】企業の健康保険組合や共済組合でも健康増進事業に取り組んでいるが、国民健康保険はもともと市町村が保険者だったのが、お金の扱いは都道府県に移管された。そのため、健康増進事業に国民健康保険会計からどれだけコストがかけられるかについて、市町村に判断材料があるのかよく分からない。市町村ではどのように考えているのか。

【行政管理課長】聞くところによると、医療費の抑制に努めてきた保険者と取り組んでいない保険者の差が縮まってきたという話を聞いたことがある。都道府県の運営になったため、サービスの均一化が図られた一方で、医療費の抑制に努めてきた部分についての努力が消滅してしまったとのことである。インセンティブの計算の仕方も、各市町村ごとに違っていたところが都道府県の算定方式に統一されたので、都から市への配分は減っているように感じる。

【委員】実行プランに新たに掲載した保健衛生に関する相談のオンライン化は、新型コロナウイルス対策事業として掲載したのか。また他に新型コロナウイルス対策事業またはいわゆる新たな生活様式に対応するものとして実行プランに掲載を予定しているものはあるか。

【行政管理課長】48頁にある会議運営方法の見直しは、新型コロナウイルス対策というわけではないが、新型コロナウイルス対策に関連して実施する個別項目である。7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」でもデジタルニューディールと言って、国の方針として次世代型行政サービスの推進していくことが示された。本市のオンライン化などの取り組みも新型コロナウイルスを受けて強く示されたこの考えに沿った取り組みだと考えている。行革という観点から経費の削減や合理化を主眼をおいている実行プランのなかで、新型コロナウイルス対策として掲載できる個別項目はない。どちらかというところ新型コロナウイルス対策のため、今は財政支出を拡大して地域経済を支えるという段階にある。その観点で今後どのように行革に取り組んでいけばよいかは、今後の財政健全経営計画検討会議の中で委員の皆さまにご議論いただきたいと考えている。

【委員】民間では社員の在宅勤務を奨励して、オフィスフロアのスペースを削減して固定費の縮減に努めている企業があるが、市でも働き方を見直すことによって執務スペースの縮減に努め、空いたスペースを別の用途で活用していくなどの考えはあるか。

【行政管理課長】市役所は民間企業で言う本社機能の他に接客業という側面もある。接客について人員を削減してしまうとサービスの低下につながる可能性がある。ただし、民間の無人店舗のように将来的に例えば出張所などの無人化が検討できるかもしれない。

【委員】職員数を考えるうえで、職員がどういうサービスを提供しているかという側面からも検討しないと総体として必要な職員数も見えてこないのではないかと感じた。実際のところ窓口の接客は市役所の仕事のうち、どのくらいの割合を占めるのか。

【行政管理課長】専属で窓口の接客を行っている職員はいない。それぞれが担っている一連の業務プロセ

スの中に窓口の接客や内部の処理などがある。ただ、比較的、市民課などは他の課と比べて接客の割合が大きい。職として窓口業務があるわけではない。

【委員】銀行のように窓口専属の職員がいるわけではないということか。

【行政管理課長】そのとおりである。

【委員】福祉の窓口を見ていると、ケースを担当するには相手の方と対面する必要があるし、何かを調査したりや受け入れ先を探したりするデスクワークがあったりして、大変そうだなという印象がある。

【企画経営室長】コロナ禍のなか、市でも交代勤務制のような形で在宅ワークの取り組みを行った。できれば2分の1ぐらいまで出勤を抑制できればよかったが、事実上そこまで抑制してしまうと業務に支障が出るため、実績としては3割強の抑制に留まっていたかと思う。東京都は現在でも在宅ワークを実施しており、7割ぐらい出勤を抑制していると聞いている。市民に近づけば近づくほど、在宅でできる業務の数が減ってくる。

【委員】国や東京都の業務で住民票の提出が求められるものをマイナンバーカードの提示で代替できるようになると市の市民課の業務も減るのではないかと思う。マイナンバーはあらかじめ法で定められた用途でしか使用が認められないとなっている。今回の定額給付金の事務においては、マイナンバーカードにある電子証明書だと本人であるという証明にしかならないので、捺印の代替程度にしかならなかった。だから、市町村でデータを照合する必要が出てきてしまったし、オンラインで入力してもらった他の項目について記載の誤りが多く散見されることが問題になった。その確認作業が発生したため、郵送の方が早いという結果になってしまった。

【企画経営室長】市の中でも住民情報は一切持ち出しができない形になっており、閲覧者も限定されている。住民情報を利用して業務を行っている職員は庁舎外で業務を行うすべがない。財務会計についても同じく庁舎外で処理できる環境にない。これらのシステム上の制約であったり、公共団体は個人情報の取り扱いが厳しいので、それを厳格にやると民間ほど容易に在宅ワークに切り替えられる環境にない。

【行政管理課長】経済財政諮問会議の中では、マイナンバーカードのより一層の普及に努めるべきであるという結論に至ったようだが、現場からすればマイナンバーカードの使用については課題があると以前から感じていた。例えば、市では市内3か所に証明書の自動発行機を設置していたが、マイナンバーカードを利用することによって、全国のコンビニで証明書を発行できるようになった。そのため、自動発行機を廃止した。全国のコンビニで証明書を発行できるようになったので、利便性は向上したと考えていたが、市民課の課長によると、現在でもコンビニからの証明書発行枚数は、自動発行機を設置していた頃の証明書の発行枚数より少ない状況にあるとのことであった。

【企画経営室長】印鑑登録をする際に自動発行機で証明書を発行するためのカードを配布していたから、住民が自動発行機で証明書を発行できる環境にあったこともあるかと思う。

【委員】コンビニで発行できることの周知が足りないということか。

【企画経営室長】マイナンバーカードの普及率が低いということである。住民票などが常に必要な人はある程度限られた人なので、一般の市民にとってみれば年に数回使うか使わないか程度のものである。これでは普及しないかと思う。

【委員】特別給付金を申請する際にマイナンバーカードを使おうとして、スマホにソフトをインストールしようとしたら、「あなたの android 端末では使用できません」と表示され使うことができなかった。マイナンバーカードの利便性については課題があるかと思う。

【企画経営室長】国として行政のデジタル化については推進していく方針なので、市としてもできるところから取り組んでいきたいと考えている。

【委員】民間でも一時期、個人情報の取り扱いなど厳しく管理しているという話を聞いていたが、今はあまりその部分をアピールする話を聞かなくなった。技術の進歩によって、その管理が容易になってきたという側面があるからだと思う。技術の進歩は目覚ましく、5年間の計画を策定する際にそうした技術による環境の変化を見据えて計画を策定することは難しい。また今までは、市の歳入の中でいかにしてサービスの質を最大化するかという予算の使い道に主眼が置かれていたが、ふるさと納税の取り組みのようにいかにして歳入を増やすかという方に重点が移ってきているかと思う。計画期間中に今般のような新型コロナウイルス感染症対策のようなことが発生してしまうと、その後、どのように予算に落とし込み事業を実施していくかが難しいと思う。このように環境の変化に対応できる計画を策定するのは非常に難しいと感じている。また、新規の個別項目で市庁舎における非常用電源の整備とエネルギー使用の高効率化という取り組みがあるが、今までは市に非常用電源はなかったのか。

【行政管理課長】現状は自家発電機を使って、電源を確保する仕組みになっている。今回の個別項目は再

生可能エネルギーを使用するところに特徴がある。

【委員】市役所の3日分の電源を確保するとすると、どのくらいの蓄電池が必要になってくるのか。

【行政管理課長】実際には全館の電力を賄うわけではなく、災害対策本部と防災行政無線の電源などを賄う設計になっているようだ。また、普段も電力を供給できる設計になっているようだ。

【委員】今までの計画の中にも災害等を見据え、そのための社会資本の整備という視点はあったが、新型コロナウイルスという感染症が発生して、感染症への対策という視点を忘れていたことに気づかされた。今後は目に見える災害だけでなく、目に見えない感染症などの災害への対応というのも財政健全経営計画のなかで検討する必要があるのではないか。また、5年間の状況変化に対応できるよう計画を記載する必要がある。原則と例外というよりは、予期できない状況に対応できるよう記載しておくことで、PDCAサイクルの計画立案の部分が柔軟にできるように考えるべきだと思う。

【企画経営室長】感染症への対応ということで市でも様々な取り組みを行っている。長期総合計画基本構想審議会の中でも感染症についてどう考えていくか議論があった。市として施策をどのように展開するか考えると非常に難しいと認識している。何かを実現するための施策という形で様々な事業を実施しているが、感染症対策というのは到達点が見えない。将来的に医療分野で克服するのか、他の分野で克服するのかよく分からないが、市の施策として整理するとなると体系的にどう整理するのか考えるのは難しい。結果的に同審議会では、コロナ禍のような状況下にあっても、市が目指すべき方向に向かって、一步一步努力していくことが大切であるという結論に至った。財政健全経営計画の中にも感染症対策は落とし込みようがないと考えている。

【行政管理課長】財政調整基金を経常的に20億円確保するなどの財政規律について、緊急事態時における対応について、整理するという方法は考えられるかもしれない。

【企画経営室長】財政調整基金を20億円確保する目的が災害時の対応のためである。今年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、20億円を下回ることも許されるときであると言える。理事者含めて共通認識を持っている。現在は国や東京都の財源も活用しながら、対応をしている状況にある。今年度の6月補正後の財政調整基金残高見込みは約21億円程度まで落ちている状況にあるが、9月になると前年度決算の剰余金が財政調整基金に積み立てられるので、また残高については変わってくる。そのため、結果的には20億円を下回らずに対応できることもあるかもしれない。

【委員】財政健全経営計画で財政調整基金の基金残高が20億円を下回って良い要件を理屈で書くことは、難しいと思う。その判断は、選挙で選ばれた市長と議会によるものなのではないかとも思う。

【企画経営室長】もともと災害時の対応のため、標準財政規模の1割程度、20億円を財政調整基金として持つ必要があるだろうという整理をしている。

【委員】地方公共団体は急に赤字公債を発行できないのだから、それ相応の財政調整基金は持つべきだとされている。

【委員】財政調整基金を取り崩して対応する部分というのは、災害発生後の事後的マネージメントである。災害への危機管理と考えると、被害を最小限に食い止める予防マネージメントをして、結果的に災害発生後に必要となる歳出を抑えるという考え方もできる。感染症の場合、予防マネージメントとして何をすべきか難しいが、考える必要があるかと思う。また、災害の場合は市民生活が戻ることを目指して対応すれば良いが、今回の新型コロナウイルスの場合は以前の生活に戻れないかもしれない。そのことから目標を立てることができないということかと思うが、災害の復興と言いながら、状況は変化しており、復興の場合は違うものを目指さなければならないのに、東日本大震災からの復興においては、人口減少に対応しなければならないのに、元に戻すことに主眼が置かれて上手くいかなかった例もある。違うものを目指して復興していかなければいけないという難しさは災害も感染症も同じかと思う。柔軟性をもって、その場で目標を設定できるようにしなければならないと思う。この意味でこれまでの計画の立て方とは違うものにする必要があるかと思う。

【委員】保健所を持つ政令市などは、市で保健所業務があるので、公衆衛生業務や予防啓発業務が首尾一貫して存在するが、一般市には限られた部分しかその業務が存在しない。そのため、一般市に存在する公衆衛生業務で何ができるのか考えたときに非常に難しいと感じている。

【企画経営室長】たしかに保健所設置市ではないので、対応については管轄で言えば小平保健所になる。直接的な対応権限はそちらにあるので、市としてはそこからの情報をもらって対応していくしかない。また、その一方で市民を守るということで言えば、市として施策を実施していかなければならない。公衆衛生という観点で言えば、ほぼすべての事業が保健所の管轄になる。

【行政管理課長】新型コロナウイルスの感染者の状況に関する情報も市全体の感染者の人数しか情報が送

られてこない。年齢も性別もどの地区に住んでいる方なのかも市では把握していない。

【委員】市に送られてくる情報は東京都のHPで公表されているものと同じレベルの情報しか送られてこないのか。

【行政管理課長】そのとおりである。

【委員】それは個人情報保護法などの法的な制約が何かあるからか。

【行政管理課長】分からないが、保健所設置市は詳細な情報について把握しているらしい。

【企画経営室長】保健所設置市は設置者が市なので、市が情報の取り扱いについて権限を持っている。東久留米市の場合は保健所については広域になってしまっているの、東京都が情報の公開については権限を持っている。

【委員】多摩地区で保健所を持っているのは八王子市と町田市ぐらいか。

【企画経営室長】そのとおりである。

【委員】市に問い合わせがあったとしても、保健所に問い合わせてくださいと案内するしかないのか。

【企画経営室長】そのとおりである。あとは、市内でクラスターは発生していないという情報は聞いている。

【委員】東久留米市は地理的に西武池袋線や西武新宿線で池袋や新宿に1本で行くことができる。だから、多くの方が感染者の多い都心の方に通勤、通学していることが考えられる。そういった方々が、市内の家にウイルスを持ち帰ってしまうと大変なことになるかと思う。

【委員】49頁の文書事務の効率化の推進についてだが、国における公文書管理の強化を受けて取り組んでいることが実施概要に書かれているので、この取り組みはどこかで公文書の閲覧に話がつながらないと公文書の保存活用のサイクルが完成しないと思う。今回は文書管理システムの構築をしていくということかと思われるが、森友問題の近畿財務局の問題は、まさにその閲覧の部分が考えられていなかったことに起因しているかと思われる。情報公開請求の他に公文書を整理して可能なものについては閲覧可能な形式で公表していく方向に進んでいくことが行政には求められているのではないか。

【委員】同頁のGIS（地理情報システム）の導入・活用による事務の効率化の推進についても、空間情報を活用するのであれば、市民も活用できるように情報を公開すべきだ。都市計画事業は市民とのやり取りが多い業務だと思うので、合意形成に役立てることができるのではないか。費用削減だけでなく、別の効果も期待できる取り組みだと思う。

【企画経営室長】将来的には電子媒体で情報提供できるという形になってくる可能性はあるので、そういった効果も期待できるかと思う。他に何かあるか。

一意見等なし

【企画経営室長】(1) 財政健全経営計画〔実行プラン〕の令和2年度改訂について（素案）については以上とする。

(2) その他

【企画経営室長】その他についてを議題とする。10月以降に実施する第3回以降の外部評価会議では「個別事業評価」を行っていく予定である。評価対象の事業については、最終的には市側で選定していくが、各委員のご意見も一定の部分で反映していきたいと考えている。各委員において評価したい事業分野はあるか。

【委員】「経済財政運営と改革の基本方針2020」にも示されていたが行政のデジタル化については、新型コロナウイルス感染症への対応も含めた行政の合理化をひとつ切り口として評価するのはありかと思う。第4次長期総合計画の中では体系化されない事務事業として各施策に細かく分かれているデジタル化に対応するものと、デジタル化されていない事業のデジタル化という二つの要素があるかと思う。

【企画経営室長】行政のデジタル化という切り口だと基本事業単位での評価は難しいので、ある程度全体の中で評価できるか検討してみる。

【委員】評価結果は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける部分はないのか。

【行政管理課長】例えば、今年度の施策成果等アンケートについて実施できなかったのも、成果指標について把握できていない事業はある。また公共施設の利用者数について施設休館の影響を受けている。

【企画経営室長】今年度の状況については事業が実施できていないものもあるので、来年度の評価にはなるがどのように評価すべきかという課題はある。

【委員】新型コロナウイルス感染症の影響を切り分けて、来年度の評価にあたっての課題を抽出するという観点で個別評価を実施するのも良いのではないか。

【企画経営室長】どのように整理するか難しいが、考えてみる。今年度の取り組み状況については、コロ

ナ禍の中にあり、担当課は説明に苦勞するかと思う。

【行政管理課長】新型コロナウイルス感染症の影響を把握することは難しいが、例えば保育園や介護の現場でどのような対応をしたのか聞くことは可能だと思う。

【企画経営室長】そういった現場の対応については整理できる。

【委員】その成果の把握という段階にはまだないかと思うので、どのような対応をしたかだけ教えてもらえれば良いのかと思う。

【委員】経年変化で今年度の事業について、来年度評価することを考えると国の予算でさえ 100 兆円から 150 兆円へ 1.5 倍になっていることを踏まえると、経年で評価することは難しい。今年度の外部評価については特例的に今年度の新型コロナウイルス感染症の対応について、どういった対応をして、どういう課題が残ったか整理するということが、むしろ大切かなという気がする。

【行政管理課長】次期計画の参考にするという意味では良い提案かもしれない。

【企画経営室長】どういった観点で整理するかについては考えてみる。たしかに今年度については異例で、例年の予算執行状況とは異なっている。中間点での反省という意味でも今年度の対応について整理するということができないが、どこまで広げるかという課題がある。

【委員】あまり広く聞きすぎても整理できないし、どこに焦点を絞って、どこの課に話を聞くかの選定についてハードルがあるかと思う。東京オリンピック関連の予算については補正で減額したのか。

【企画経営室長】オリンピック、パラリンピック関連事業を含め、事業を取りやめたことによる減額補正はまだ行っていない。どこかの段階で一括して整理したいと考えている。財政課としては事業を取りやめた予算を流用して他の事業で使うことのないようにということは全庁周知しているが、減額補正の対応はタイミングを計っているところである。まだ新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着かないので、落ち着いたらどこかで整理したいと考えている。今いただいた意見も参考にしながら市として個別評価対象事業を選定していく。それでは、(2) その他は以上とする。以上で本日の議題はすべて終了した。これをもって、令和 2 年度第 2 回東久留米市事務事業に関する外部評価会議を終了する。

以上